

財務省告示第百九十三号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年四月十一日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年五月二十五日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

合 計	国債の名			利付国債 （変動・十 年）	記 号	総額面金額の	額面金額の 買入
	称	記 号	記 号				
	〃	〃	〃	回 第 二 十 七	五 十 億 円	七 九 十 六 円 二 十 銭	
	〃	〃	回 第 四 十 四	二 百 億 円	百 円 二 十 三 銭		
	〃	〃	円 二 百 九 十 五 億	五 十 八 億 円	百 円 二 十 四 銭		
六 百 三 億 円	五 十 八 億 円	円 二 百 九 十 五 億	二 百 億 円	五 十 億 円	百 円 二 十 三 銭		
	百 円 二 十 五 銭	百 円 二 十 四 銭	百 円 二 十 三 銭	七 九 十 六 円 二 十 銭			